

平成 28 年 5 月 17 日

各 位

会社名 日本調剤株式会社  
代表者名 代表取締役社長 三津原 博  
(コード番号 3341 東証第 1 部)  
問合せ先 常務取締役 鎌田 良樹  
(TEL. 03-6810-0800)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 36 期定時株主総会での承認を前提として監査等委員会設置会社に移行することを決議し、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

###### ① より透明性の高い経営の実現

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待によりの確にこたえる体制の構築を目指します。

###### ② 経営の機動性の向上

取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行の迅速化を図ります。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 28 日の開催予定の第 36 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたのに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行う

ものであります。

- ② 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、第 33 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第 11 条（自己株式の取得）を削除するものであります。

（2）変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

（3）日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 28 日（火）（予定）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 28 日（火）（予定）

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 <条文省略>	第1章 総則 第1条～第3条 <現行どおり>
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② <u>監査役</u> ③ <u>監査役会</u> ④ 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② <u>監査等委員会</u> <削除> ③ 会計監査人
第5条～第10条 <条文省略>	第5条～第10条 <現行どおり>
<u>(自己の株式の取得)</u> 第11条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	<削除>
第12条～第18条 <条文省略>	第11条～第17条 <現行どおり>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会 <u>並びに監査等委員会</u>
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、15名以内とする。	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役( <u>監査等委員であるものを除く。)</u> は、15名以内とする。
<新設>	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 &lt;新設&gt;</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>
<p>株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p>	<p>2 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>2 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>3 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>2 <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
<新設>	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第22条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>
<新設>	<u>2 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
第23条～第26条 <条文省略>	第23条～第26条 <現行どおり>
<新設>	<u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> <u>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u>
(取締役会規程) 第27条 <条文省略>	(取締役会規程) 第28条 <現行どおり>
<新設>	<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第29条 <条文省略>	(取締役の責任免除) 第31条 <現行どおり>
<u>第5章 監査役及び監査役会</u>	<削除>
(監査役の員数) 第30条 当会社の監査役は、3名以内とする。	<削除>
(監査役の選任) 第31条 株主総会における監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。	<削除>
(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	<削除>
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	<削除>
(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	<削除>
(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	<削除>

現行定款	変更案
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役会規則)</u>  <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規則」による。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第<u>6</u>章 計算</p>	<p>第<u>5</u>章 計算</p>
<p>第<u>38</u>条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第<u>32</u>条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>  <u>第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議のほか、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
(剰余金の配当の基準日) 第39条 <条文省略>	(剰余金の配当の基準日) 第34条 <現行どおり>
<新設>	<u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
<u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>	<u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
<u>(中間配当)</u> 第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	<削除>
(配当金の除斥期間) 第41条 <条文省略>	(配当金の除斥期間) 第35条 <現行どおり>
2 未払いの剰余金の配当金及び中間配当金には利息を付けない。	2 未払いの剰余金の配当金には利息を付けない。
<新設>	<u>附則</u> <u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u> 当社は、第36期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
<新設>	<u>2 第36期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。</u>